

(1) 啓発機能施設のあり方(案)

(2) 啓発機能計画

① 修理・再生の場

多目的(家具、自転車等の再生及び間伐材等での工作)に利用できる工房を設ける

② 展示・提供の場

収集品の中から利用可能な商品、茶器、タオル等の不用品を展示するスペースを設ける

③ 情報提供・学習の場

子供から大人まで環境学習ができるような映像、パネル、模型、パソコン等の設備を整備する。また、環境学習には必ずごみ処理を盛り込むものとし、視覚的なものだけでなく体験型の設備も整備する。

④ 地域活動・コミュニティ形成支援の場

100人程度収容可能な会議室を設け、用途に応じ会議室を3分割できるようにする。会議室には倉庫、収納庫を設ける。また、説明用の映像、音響設備を設置する。

外構には、日常における休憩や各種イベントを行える空間を設ける。